

大環第495-1号

環環環対第4343号

平成27年12月15日

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会会長 様

埼玉県環境部長 半田順春 (公印省略)

さいたま市環境局長 三ツ木宏 (公印省略)

### 石綿を含有する成形板等の取扱いについて (依頼)

埼玉県及びさいたま市の環境行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長及び環境省水・大気環境局大気環境課長から通知がありました。

石綿含有成形板等は、通常の使用状態においては、石綿粉じんが飛散することは少ないものの、切断や破碎作業により石綿粉じんが飛散することが懸念されます。

つきましては、下記の事項を踏まえ、解現場等において石綿含有成形板等を除去し、又は廃棄物として処理する場合には、飛散防止対策の徹底及び適正な処理の確保を図るよう、貴会会員に対する周知をお願いいたします。

### 記

- 1 石綿含有成形板等の除去に当たっては、できる限り切断や破碎をしないように努めるとともに、やむを得ず切断や破碎を行う場合においても、湿潤化等の石綿飛散防止措置を講ずること。
- 2 石綿含有成形板等を廃棄物として処理する際には、「石綿含有廃棄物等の適正処理について (通知)」(平成23年3月31日付け環廃対発第110331001号、環産廃発第110331004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長連名通知)の別添「石綿含有廃棄物等処理マニュアル (第2版)」に基づき適正に処理すること。

【参考】

- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）  
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成23年3月）  
【URL】 <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>
- 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル  
（環境省水・大気環境局大気環境課 平成26年6月）  
【URL】 [http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td\\_1403/](http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/)
- 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル  
（厚生労働省 平成27年3月）  
【URL】 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000083463.pdf>
- 石綿飛散防止対策マニュアル2015  
（埼玉県環境部大気環境課 平成27年11月）  
【URL】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/sekimen/documents/ishiwatamanyuaru2015.pdf>
- 埼玉県非飛散性石綿含有建材解体工事ガイドライン及び修正箇所一覧  
（埼玉県環境部大気環境課 平成27年12月）  
【URL】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/sekimen/jigyoushamuke-jouhou.html>

担当

（解体作業に関すること）

埼玉県環境部大気環境課規制担当

電話 048-830-3058

（廃棄物処理に関わること）

埼玉県環境部産業廃棄物指導課監視・指導・撤去担当

電話 048-830-3135

（さいたま市内の解体作業に関すること）

さいたま市環境局環境共生部環境対策課大気交通係

電話 048-829-1330

（さいたま市内の廃棄物処理に関わること）

さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課指導係

電話 048-829-1607